



発行 東京都

目次

35

規則（人）

通達

- 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………七
- 給与条例改正に伴う給料の切替え等について……………（同）…三

規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二十号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十六年六月東京都条例第七十五号」を「昭和二十六年東京都条例第七十五号」に改め、「第三項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

「第二節 級別標準職務及び級別資格基準」を「第二節 級別資格基準等」に改める。

第三条の見出しを「（基準となる職務と同程度の職務の分類）」に改め、同条中「第五条第三項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第

一に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表を「第五条第四項による格付けに当たっては、条例別表第六の二に定める等級別基準職務表」に改め、「掲げる」の下に「基準となる」を加える。

第十条第一項第三号中「という。」の下に「又は公安職給料表の職務の級九級（以下「公安職給料表九級」という。）」を加える。

第十五条第四号中「平成十三年東京都条例第百三十三号」の下に「。以下「派遣条例」という。」を加える。

第二十条第二項及び第二十一条第二項中「行政職給料表（一）五級」の下に「又は公安職給料表九級」を加える。

第二十一条の二の見出し中「行政職給料表（一）五級」を「行政職給料表（一）五級等」に改め、同条中「行政職給料表（一）五級」の下に「又は公安職給料表九級」を加える。

第二十四条の見出し中「条例の適用を受けない職員」を「条例以外の給与に関する条例の適用を受ける者」に改め、同条中「条例の適用を受けない職員」を「学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）又は東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける者」に改める。

第二十八条第一項中「四号給を標準として六号給」を「人事評価の結果について人事委員会の承認を得て定める付与率その他の基準により区分した評語が中位となった職員の昇給の号給数を欠勤等の特別の事情がない限り四号給とすることを標準として、零から六号給まで」に改め、同条第二項中「前条及び前項」を「前項に定めるもののほか、前条及び同項」に改める。

第二十九条の二第一項中「同項」を「同項本文」に改める。

第三十四条の見出し中「行政職給料表（一）五級」を「行政職給料表（一）五級等」に改め、同条中「行政職給料表（一）五級」の下に「及び公安職給料表九級」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第三の四の項中「（イ）」の次に「、（ロ）」を加える。

別表第七の八の項を次のように改める。

別表第七の八の項を次のように改める。

ハ 公安職給料表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	2	1	1	1	1
3	1	1	3	1	1	1	1
4	1	1	4	1	1	1	1
5	1	1	5	1	1	1	1
6	2	1	6	1	1	1	1
7	3	1	7	1	1	1	1
8	4	1	8	1	1	1	1
9	5	1	9	1	1	1	1
10	6	1	10	2	2	1	2
11	7	1	11	3	3	1	3
12	8	1	12	4	4	1	4
13	9	1	13	5	5	1	5
14	10	2	14	6	6	2	6
15	11	3	15	7	7	3	7
16	12	4	16	8	8	4	8
17	13	5	17	9	9	5	9
18	14	6	18	10	10	6	10
19	15	7	19	11	11	7	11
20	16	8	20	12	12	8	12
21	17	9	21	13	13	9	13
22	18	10	22	14	14	10	14
23	19	11	23	15	15	11	15
24	20	12	24	16	16	12	16
25	21	13	25	17	17	13	17
26	22	14	26	18	18	14	18
27	23	15	27	19	19	15	19
28	24	16	28	20	20	16	20
29	25	17	29	21	21	17	21
30	26	18	30	22	22	18	22
31	27	19	31	23	23	19	23
32	28	20	32	24	24	20	24
33	29	21	33	25	25	21	25
34	30	22	34	26	26	22	26
35	31	23	35	27	27	23	27
36	32	24	36	28	28	24	28
37	33	25	37	29	29	25	29
38	34	26	38	30	30	26	30
39	35	27	39	31	31	27	31
40	36	28	40	32	32	28	32
41	37	29	41	33	33	29	33
42	38	30	42	34	34	30	34
43	39	31	43	35	35	31	35
44	40	32	44	36	36	32	36
45	41	33	45	37	37	33	37
46	42	34	46	38	38	34	38
47	43	35	47	39	39	35	39
48	44	36	48	40	40	36	40
49	45	37	49	41	41	37	41
50	46	38	50	42	42	38	42
51	47	39	51	43	43	39	43
52	48	40	52	44	44	40	44

53	49	41	53	45	45	41	45
54	50	42	54	46	46	42	46
55	51	43	55	47	47	43	47
56	52	44	56	48	48	44	48
57	53	45	57	49	49	45	49
58	54	46	58	50	50	45	49
59	55	47	59	51	51	46	50
60	56	48	60	52	52	46	50
61	57	49	61	53	53	47	51
62	58	50	62	54	54	47	51
63	59	51	63	55	55	48	52
64	60	52	64	56	56	48	52
65	61	53	65	57	57	49	53
66	62	54	66	58	58	50	54
67	63	55	67	59	59	51	55
68	64	56	68	60	60	52	56
69	65	57	69	61	61	53	57
70	65	57	70	61	62	54	58
71	66	58	71	62	63	55	59
72	66	58	72	62	64	56	60
73	67	59	73	63	65	57	61
74	67	59	74	63	66	58	61
75	68	60	75	64	67	59	62
76	68	60	76	64	68	60	62
77	69	61	77	65	69	61	63
78	70	62	77	66	70	62	63
79	71	63	78	67	71	63	64
80	72	64	78	68	72	64	64
81	73	65	79	69	73	65	65
82	74	66	79	70	74	65	65
83	75	67	80	71	75	66	66
84	76	68	80	72	76	66	66
85	77	69	81	73	77	67	67
86	78	70	82	74	77	67	67
87	79	71	83	75	78	68	68
88	80	72	84	76	78	68	68
89	81	73	85	77	79	69	69
90	82	74	86	78	79	70	69
91	83	75	87	79	80	71	70
92	84	76	88	80	80	72	70
93	85	77	89	81	81	73	71
94	86	77	90	82	82	73	71
95	87	78	91	83	83	74	72
96	88	78	92	84	84	74	72
97	89	79	93	85	85	75	73
98	90	79	93	85	85	75	73
99	91	80	94	86	86	76	74
100	92	80	94	86	86	76	74
101	93	81	95	87	87	77	75
102		82	95	87	87	77	75
103		83	96	88	88	78	76
104		84	96	88	88	78	76
105		85	97	89	89	79	77
106		86	98	90	90	79	78
107		87	99	91	91	80	79
108		88	100	92	92	80	80

109		89	101	93	93	81	81
110		90	102	93	93	82	82
111		91	103	94	94	83	83
112		92	104	94	94	84	84
113		93	105	95	95	85	85
114		93	105	95	95	85	86
115		94	106	96	96	86	87
116		94	106	96	96	86	88
117		95	107	97	97	87	89
118		95	107	98	98	87	
119		96	108	99	99	88	
120		96	108	100	100	88	
121		97	109	101	101	89	
122		97	110	101	102	90	
123		97	111	102	103	91	
124		97	112	102	104	92	
125		98	113	103	105	93	
126		98	113	103	105	94	
127		98	114	104	106	95	
128		98	114	104	106	96	
129		99	115	105	107	97	
130		99	115	106	107	98	
131		99	116	107	108	99	
132		99	116	108	108	100	
133		100	117	109	109	101	
134			118	110	110	102	
135			119	111	111	103	
136			120	112	112	104	
137			121	113	113	105	
138			122	114	114	106	
139			123	115	115	107	
140			124	116	116	108	
141			125	117	117	109	
142			126	118	118		
143			127	119	119		
144			128	120	120		
145			129	121	121		
146			129	121	122		
147			130	122	123		
148			130	122	124		
149			131	123	125		
150				123	126		
151				124	127		
152				124	128		
153				125	129		
154					130		
155					131		
156					132		
157					133		

別表第八を次のように改める。

別表第八 昇格時職務区分別号給表 (第20条関係)

別表第八 行政職給料表 (一) 5級昇格時職務区分別号給表

職務区分	機関又は組織の名称	職	昇格後の号給
一	東京都青少年・治安対策本部	総合対策部長	4
	東京都病院経営本部 (都立病院を除く。)	経営企画部長	
	東京都中央卸売市場	管理部長	
	東京都職員共済組合事務局	管理部長	
	東京都教育庁	総務部長	
	警視庁本部	参事官	
	東京都人事委員会事務局	理事官 (主席聴聞官に限る。)	
	東京都議会事務局	任用公平部長	
	東京都議会事務局	管理部長	
	東京都議会事務局	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	
	東京都議会事務局	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	
二	東京都青少年・治安対策本部	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	3
	東京都病院経営本部 (都立病院を除く。)	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	
	東京都中央卸売市場	事務局長	
	東京都職員共済組合事務局	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	
	東京都教育庁	事務局長	
	東京都教育庁	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	
	警視庁本部	理事官 (職等の長の職に限る。)	
	東京都人事委員会事務局	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	
	東京都議会事務局	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	
	東京都議会事務局	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	
	東京都議会事務局	部の部長 (職務区分一に規定するものを除く。)	

三	東京都青少年・治安対策本部	担当部長 (総務局小笠原漁業・農業協同組合指導担当部長、職務区分二に規定するもの、職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。)	2	
	東京都病院経営本部 (都立病院を除く。)			
	東京都中央卸売市場			
	東京都職員共済組合事務局			
	東京都教育庁			
	警視庁本部			
	東京都消防庁			理事官 (職務区分一及び職務区分二に規定するものを除く。)
	東京都人事委員会事務局			参事
	東京都監査事務局			担当部長 (職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。)
	東京都議会事務局			担当部長のうち、本庁行政機関又は地方行政機関の長の職等であって別に定めるもの
	東京都議会事務局			オリンピック・パラリンピック準備局局長のうち、派遣条第2条の規定に基づき派遣をされており、かつ、困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの
四	本庁等 (警視庁本部を除く。)		2	

ロ 公安職給料表9級昇格時職務区分別号給表

職務区分	組織の名称	昇格の日における職	職	昇格後の号給
一	警視庁	東京消防庁	本部の課の理事官のうち部における総合調整を担当するもの 東京都公安委員会補佐官 警察学校庶務部長 第一方面本部副本部長のうち総合調整を担当するもの 本部の部の部長のうち消防司監であるもの	3
			本部の課の課長 取調監督室長 府中運転免許試験場場長 第一方面道路交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 第一自動車警ら隊長 公安機動捜査隊長 科学捜査研究所長 公安捜査分析センター所長 捜査支援分析隊長 第一機動捜査隊長 生活安全特別捜査隊長 組織犯罪対策特別捜査隊長 機動隊の隊長 地域部理事官のうち通信指令本部における総合調整を担当するもの 警察学校の部長（職務区分一に規定するものを除く。） 警察署長のうち極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの 本部の部の部長、消防方面本部の本部長、消防学校長及び消防技術安全所長のうち消防正監であるもの	2
二	警視庁	東京消防庁		

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

通 達

27人 委任 第172号
平成 28年 3月 31日

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会
委 員 長 青 山 伸

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、平成28年4月1日以降これにより実施してください。ただし、平成28年4月1日前に実施された能力認定に合格した場合の第33条関係の改正規定の適用については、採用試験又は採用選考に合格したものとみなして実施してください。

記

第2条関係の次に次のように加える。

第3条関係（基準となる職務と同程度の職務の分類）とこの条の「複雑、困難及び責任の度が同程度の職務」とは、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）別表第6の2に定める等級別基準職務表（以下「等級別基準職務表」という。）の基準となる職務に掲げる職と、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項にいう職制上の段階が同一の段階に属する職の職務をいう。

第4条関係第1項中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改める。

第10条関係第2項中「行政職給料表（一）5級」の次に

「又は公安職給料表9級」を加える。

第15条関係（3）（イ）中「東京都、特別区、八王子市及び町田市との間の人事交流実施基準」に、
「特別区職員から都職員に採用される者の給料決定等について（昭和49年2月7日48人委第2082号）」
を

「a 特別区職員から都職員に採用される者の給料決定等について（昭和49年2月7日48人委第2082号）」

に改める。

b 保健衛生行政に就する医師・歯科医師、八王子市の町田市の職員から採用される者の給料決定等について（平成28年3月24日27人委第172号）」

第21条関係（1）中「6級及び7級」を「6級、」に改め、「5級」の次に「及び平成28年4月1日以後の公安職給料表9級」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、欠勤等の特別の事情があった場合には、その事情を考慮して昇給の規定を適用した場合に受けけることとなる号給とする。

第21条関係の次に次の1号を加える。

（3） 公安職給料表の職務の級8級（以下この号において「公安職給料表8級」という。）に降格させた場合であつて、当該職員が平成28年3月31日に公安職給料表9級の適用を受けていた場合（平成28年3月31日以前に採用された職員で同年4月1日以後に人事交流等により引き続いて職員となつた場合を含む。）は、以下のとおりとする。

平成28年3月31日に公安職給料表9級から公安職給料表8級に降格したものとした場合に、同日における初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成28年東京都人事委員会規則第20号）による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規則第21条の規定により得られる号給数を加えて得られる（1）の規定により得られる号給とす。

第21条の2関係中「5級の」を「5級等の」に、「行政職給料表(一)5級昇格時職務区分別号給表」を「昇格時職務区分別号給表」に改める。

第22条関係の次に次のように加える。
第23条関係(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級及び号給)

この条の第2項に基づき第22条第2項を準用する場合において、適用される給料表により昇格、昇給等の取扱いに差異が生じる場合には、異動後の職務に適用される給料表の規定によるものとする。

第33条関係第1項(2)中「能力認定に」を「採用試験(以下この号及び次項において採用選考を含む。)に」、「能力認定と同程度の採用試験に合格し、」を「当該採用試験に合格して」に改め、同第2項(2)中「同時期に行う同程度の」を削り、「の合格者が採用される日の属する年度」を「に合格した直後」に改める。

学歴免許等資格区分表関係第5項中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

行政職給料表(一)5級昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)を次のように改める。

- 1 イの表に規定する「本庁」とは、東京都組織規程(昭和27年東京都規則第164号)第8条に規定するものをいい、「警視庁本部」とは、警視庁組織規則(昭和47年東京都公安委員会規則第2号)第2条に規定するものをいう。
- 2 イの表の職務区分一の項(同表の職務区分二の項及び職務区分三の項において同じ。)に規定する東京都病院経営本部(都立病院を除く。)における「都立病院」とは、東京都立病院条例(昭和36年東京都条例第13号)第1条に規定する東京都立病院をいう。
- 3 イの表の職務区分一の項(同表の職務区分二の項及

び職務区分四の項において同じ。)に規定する「派遣条例第2条の規定に基づく派遣」は、派遣先団体が公益財団法人東京オリソンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣に限る。

4 イの表の職務区分二の部本庁の項に規定する「政策企画局政策担当部長」は、他の政策企画局政策担当部長の特命案件を統括する業務者に限る。

5 イの表の職務区分三の部本庁の項及び同部東京都青少年・治安対策本部の項から東京都教育庁の項まで並びに同部東京都人事委員会事務局の項から東京都議会会議会局の項まで規定する「別に定めるもの」とは、担当部長のうち、同表の職務区分四の項に定めるものを除き、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 職務が事務取扱又は特命事項に関するものであるもの
- (2) 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例(平成13年東京都条例第133号)第2条の規定により派遣されているもの
- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年東京都条例第12号)第2条の規定により派遣されているもの
- (4) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事することを目的としてこれらの団体に派遣されているもの
- (5) 職務を所掌しないもの又はこれに相当するもの
- 6 ロの表に規定する「本部」とは、警視庁組織規則第2条及び東京消防庁の組織等に関する規則(昭和38年東京都規則第95号)第2条に規定するものをいう。
- 7 ロの表の職務区分一の項に規定する「総合調整を担当するもの」が部又は第一方面本部において複数いる場合には、主たるもののみ、職務区分一を適用する。

8 ロの表の職務区分二の項に規定する警視庁における「機動隊」とは、警視庁組織規則第54条に規定するものをいう。

9 ロの表の職務区分二の項に規定する「総合調整を担当するもの」が複数いる場合には、主たるもののみ、職務区分二を適用する。

10 ロの表の職務区分二の項に規定する警視庁における「別に定めるもの」とは、神田警察署長、万世橋警察署長、中央警察署長、久松警察署長、愛宕警察署長、三田警察署長、高輪警察署長、大崎警察署長、成城警察署長、練馬警察署長、西新井警察署長、東警察署長、亀有警察署長、葛飾警察署長、小金井警察署長、田無警察署長及び調布警察署長をいう。

11 ロの表の職務区分二の項に規定する東京消防庁における「消防方面本部」とは、東京消防庁の組織等に関する規則第4条に規定するものをいう。

別表第3 学歴免許等資格区分表(学歴免許等資格区分表関係)

学歴免許等の資格		
区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	外国における大学院博士課程等(大学院における修業年限3年以上となるものに限る。)の修了(通算修業年数が19年以上となり、かつ、博士の学位を取得した場合に限る。)
	二 修士課程修了	外国における大学院修士課程等(大学院における修業年限1年以上となるものに限る。)の修了(通算修業年数が17年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。)
	三 大学6卒	(1) 防衛医科大学校医学教育部医学科の卒業 (2) 薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定に基づき厚生労働大臣の認定に関する省令(平成16年厚生労働省令第173号)第1条の規定に基づき行われた厚生労働大臣の認定
	四 大学専攻科卒	(1) 独立行政法人水産大学校(旧水産大学校を含む。以下同じ。)専攻科(「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (2) 旧図書館職員養成所(「大学4卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業
五 大学4卒	(1) 独立行政法人大学評価・学位授与機構(旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。)からの学士の学位の取得	
	(2) 防衛医科大学校の卒業	
	(3) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業	
	(4) 国立大学法人筑波大学理療科教員養成施設(旧筑波大学理療科教員養成施設、旧東京教育大学附属の特設教育教員養成施設及び理療	

2 短大卒	一 短大3卒
(1) 外国における大学、専門学校等の卒業(通算修業年数が15年以上となるものに限る。)	(1) 旧琉球教育法(1952年琉球列島米国民政府布令第66号)による大学の4年課程の卒業
(2) 臨床工学校士法(昭和62年法律第60号)による臨床工学校士学校又は臨床工学校士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業	(2) 旧司法試験(平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。)の第2次試験の合格
(3) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業	(3) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)による公認会計士試験(平成15年法律第67号)による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験を含む。)の合格
(4) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)による言語聴覚士学校又は	(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発大学の応用課程(「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)(又は職業能力開発総合大学校の特定応用課程(旧応用課程(「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。))を含む。)(若しくは旧長期課程(旧職業能力開発大学の長期課程並びに旧職業訓練高等学校の長期課程)及び長期指導員訓練課程を含む。)の卒業
	(5) 農業改良助成法施行令(昭和27年政令第148号)第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣の指定する都道府県立農業者研修教育施設(以下「都道府県立農業者研修教育施設」という。)の研究課程(「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)(の卒業
	(6) 都道府県立農業講習施設(「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業
	(7) 森林法施行令(昭和26年政令第276号)第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関(「短大2卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業
	(8) 旧電気事業主任技術者資格検定規則(昭和7年通信省令第54号)による第1種資格検定試験の合格

	<p>は言語聴覚士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年(高等専門学校にあっては、4年)以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(5) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)による義肢装具士学校又は義肢装具士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(6) あん摩ワツサージ指圧師、はり師、きゆうど等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「あん摩ワツサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業</p> <p>(7) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業</p> <p>(8) 都道府県立農業者研修教育施設の研究課程(「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。)の卒業</p> <p>(9) 旧麗洲学園本科(修業年限3年のものに限る。)の卒業</p> <p>(10) 旧海技大学校本科の卒業</p> <p>(11) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和26年法律第226号。以下「改正前の診療エックス線技師法」という。)による診療放射線技師学校又は診療エックス線技師養成所(いずれも診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(12) 旧国立養護教諭養成施設法(昭和40年法律第16号)による国立養護教諭養成所の卒業</p> <p>(13) 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)による国立工業教員養成所の卒業</p> <p>(14) 旧図書館短期大学別科又は旧図書館職員養成所(いずれも「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(15) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限3年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(1) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程(海上技術コース(航海)及び同コース(機関)に限る。)及び海技課程専修科(旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業</p> <p>(2) 航空保安大学校本科の卒業</p> <p>(3) 海上保安学校本科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業</p> <p>(4) 外国における大学、専門学校等の卒業(通算修業年数が14年以上となるものに限る。)</p> <p>(5) 旧琉球教育法による大学の2年課程の修了</p> <p>(6) 旧司法試験の第1次試験の合格</p> <p>(7) 平成15年法律第67号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第1次試験の合格</p> <p>(8) 速記者養成所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(9) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第50号)による介護</p>
二短大2卒	<p>福祉士学校及び養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(10) 児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校その他の施設(平成14年政令第256号による改正前の児童福祉法施行令第13条第1項第1号に規定する保育士(名称変更前の保育士を含む。)を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(11) 歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省厚生労働省令第5号)による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省厚生省令第1号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(12) 歯科理工士法(昭和30年法律第168号)による歯科理工士学校又は歯科理工士養成所(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(13) あん摩ワツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。)の卒業</p> <p>(14) あん摩ワツサージ指圧師、はり師、きゆうど等に関する法律の一部を改正する法律(昭和63年法律第71号)による改正前のあん摩ワツサージ指圧師法(以下「改正前のあん摩ワツサージ指圧師法」という。)による学校又は養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のもの又は「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。)の卒業</p> <p>(15) 柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和65年法律第72号)による改正前の柔道整復師法(以下「改正前の柔道整復師法」という。)による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業</p> <p>(16) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学の専門課程又は職業能力開発総合大学の特定専門課程(旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程並びに職業能力開発総合大学の旧専門課程を含むものとし、「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(17) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。)の農業技術研修課程(農林水産省(省名変更前の農林省を含む。)の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(18) 都道府県立農業者研修教育施設の養成課程(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(19) 都道府県農業講習所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(20) 森林法施行令第9条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関(昭和59年度以降指定されたもので「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(21) 旧都道府県農業講習所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p> <p>(22) 旧農林研修施設(農林水産大臣と協議して昭和56年度以降設置された農業改良助長法の一部を改正する法律(平成6年法律第87号)による改正前の農業改良助長法第14条第1項第3号に掲げる事業等を行う施設で「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業</p>

		<p>(例) 旧都道府県林業講習所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (例) 旧航空大学校本科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (例) 栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)による改正前の栄養士法(昭和22年法律第245号)による栄養士試験の合格 (例) 改正前の診療エックス線技師法による診療エックス線技師学校又は診療エックス線技師養成所の卒業 (例) 旧航空保安職員研修所本科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (例) 衛生検査技師法の一部を改正する法律(昭和45年法律第83号)による改正前の衛生検査技師法(昭和33年法律第76号)による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成所の卒業 (例) 旧商船高等学校(船上課程及び実習課程を含む。)の卒業 (例) 旧電気事業主任技術者資格検定期則による第2種資格検定試験の合格 (例) 気象大学校大工学部(昭和37年3月31日以前の気象庁研修所高等部を含むものとし、修業年限2年のものに限る。)の卒業 (例) 旧図書館職員養成所(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (例) 海上保安学校灯台科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業</p>	<p>(2) 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくはろう学校の中学部の卒業 (3) 旧職員学校(「中学卒」を入学資格とする修業年限1年又は2年のものに限る。)の卒業</p>
<p>3 高校卒</p>	<p>一 高校専攻科卒 二 高校3卒</p>	<p>(1) 改正前のあん騰マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。)の卒業 (2) 改正前の柔道整復師法による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(昭和58年文部省厚生省令第1号)による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所の卒業 (1) 高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)による通信教育若により高等学校卒業と同等の単位の修得 (2) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験の合格(旧大学入学資格検定期規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定の合格を含む。) (3) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科(旧独立行政法人海員学校本科を含むものとし、「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業 (4) 外国における高等学校等の卒業(通算修業年数が12年以上となるものに限る。) (5) 旧琉球教育法又は旧教育法(1957年琉球列島米国民政府布令第165号)による高等学校の卒業 (6) あん騰マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。)の卒業 (1) 改正前のあん騰マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限2年のものに限る。)の卒業 (2) 旧電気事業主任技術者資格検定期則による第3種資格検定試験の合格 (1) 外国における中学校の卒業(通算修業年数が9年以上となるもの</p>	
<p>4 中学卒</p>	<p>三 高校2卒 中学卒</p>		

各任命権者殿

27人委任第158号
平成28年3月31日

東京都人事委員会

委員長 青山 侑

給与条例改正に伴う給料の切替え等について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年東京都条例第129号)第2条の施行に伴う給料の切替え等については、下記に従って実施してください。

記

第1 用語の定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年東京都条例第129号)をいう。
- (2) 改正後の条例 改正条例による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)をいう。
- (3) 初任給規則 初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和48年東京都人事委員会規則第3号)をいう。
- (4) 切替日 改正条例第2条の施行の日(平成28年4月1日)をいう。
- (5) 新号給 改正後の条例の規定による切替日における号給をいう。
- (6) 給料月額 改正後の条例の規定による給料月額をいう。
- (7) 差額 改正条例附則第8条に規定する給料として支給する差額をいう。

第2 号給の切替え(改正条例附則第7条関係)

改正条例附則第7条の規定に基づき定める新号給は、切替日におけるその者の職が同日における初任給規則別表第8ロの項に定める公安職給料表9級昇格時職務区分別号給表に定めがある場合は、同表の昇格後の号給欄に掲げる号給とし、切替日におけるその者の職が同表に定めがない場合は、1号給とする。

第3 給料の切替えに伴う経過措置(改正条例附則第8条関係)

次の各号に掲げる職員の給料の切替えに伴う経過措置については、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 隔遠地加算を受けていた職員(改正条例附則第8条第1項関係)
 - 切替日の前日に隔遠地加算を受けていた職員の改正条例附則第8条第1項における「切替日の前日において受けていた給料月額」とは、切替日の前日においてその者が受けていた号給の号給数から当該隔遠地加算により加算されていた号給数を減じた号給の給料月額とする。
- (2) その他人事委員会の定める職員(改正条例附則第8条第1項関係)
 - 改正条例附則第8条第1項における「その他人事委員会の定める職員」とは、切替日以降に降格した職員をいい、この者には切替日の前日の給料月額と当該降格により当該降格の日以降に受けることとなる号給の給料月額との差額は支給しない。
- (3) 給料表の適用を異にする異動(改正条例附則第8条第2項関係)
 - 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額を超えない範囲で、給料表の適用を異にする異動を行った場合に得られる新号給の給料月額と切替日の前日に異動があったものとした場合に得られる同日における給料月額(あらかじめ任命権者が人事委員会の承認を得た場合、その給料月額)との差額を支給する。
- (4) 切替日と同日の転職(改正条例附則第8条第2項関係)
 - 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額を超えない範囲で、切替日の前日の給料月額と転職がなかったものとした場合に得られる切替日における新号給の給料月額との差額を支給する。

(5) 人事交流等による異動をした職員(改正条例附則第8条第3項関係)

異動をした日に受けることとなる号給の給料月額と、切替日の前日に異動があったものとした場合に得られる同日における号給の給料月額との差額を支給する。

第4 切替え等の特例の承認

給料の切替え等に関し、この運送により難い場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

